3　被要請国は、要請された情報を公開することが被要請国の公の秩序に反することとなる場合には、情報提供の要請を拒否することができる。

4　情報提供の要請は、当該要請を行う契機となった租税債権が係争中であることを理由として、拒否されることはない。

5　被要請国は、要請国の租税に関する法令の規定又はこれに関連する要件であって、同様の状況にある要請国の国民との比較において被要請国の国民を差別するものを運用し、又は執行するために情報の提供を要請する場合には、その要請を拒否することができる。

第八条　秘密

1　この協定に基づき一方の締約国が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、この協定の対象となる租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）であって、当該一方の締約国内にあるものに対してのみ、開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。当該情報は、被要請国の権限のある当局の書面による明示の同意がない場合には、当該一方の締約国内の他の者又は当局に開示することができない。

2　この協定に基づき一方の締約国が受領した情報は、非締約国内にある他の者又は当局に開示することができない。

第九条　費用

支援の提供において生じた費用の負担については、両締約国の権限のある当局の間で合意される。

第十条　相互協議手続

1　両締約国の権限のある当局は、この協定の実施又は解釈に関し困難又は疑義が生ずる場合には、その問題を合意によって解決するよう努める。

2　両締約国の権限のある当局は、1に規定する合意に加え、第五条の規定の適用のための手続について合意することができる。

3　両締約国の権限のある当局は、この条の規定に基づく合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第十一条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十二条　効力発生

両締約国の政府は、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を書面により外交上の経路を通じて相互に通知する。この協定は、双方の通知が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、

(a)　犯則租税事案に関しては、この協定が効力を生ずる日から適用し、

(b)　第一条の規定の対象となる他の全ての事案に関しては、

(i)　課税年度に基づいて課される租税に係る事案である場合には、二千十三年一月一日以後に開始する各課税年度の租税について適用し、

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に係る事案である場合には、二千十三年一月一日以後に課される租税について適用する。

第十三条　終了

1　この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この協定は、当該終了の通告が受領された日の後六箇月の期間が満了した月の翌月の一日に効力を失う。

2　この協定が終了する場合においても、各締約国は、この協定に基づき当該締約国が受領した情報について、引き続き第八条の規定に拘束される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十六年八月二十五日にパナマ市で、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　儀部博昭

パナマ共和国政府のために
　ルイス・ミゲル・インカピエ

○外務省告示第六十五号

平成二十九年二月十五日にカトマンズで、ポカラ上水道改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ポカラ上水道改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四十八億千三百万円

3　贈与の供与期限　平成三十五年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　小川正史在ネパール大使

ネパール側　シャンタ・ラジ・スペディ財務省次官

平成二十九年二月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省告示第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の施行に伴い、及び工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の規定に基づき、工場立地に関する準則の一部を改正する告示を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

工場立地に関する準則の一部を改正する告示

工場立地に関する準則（平成十年農林水産省、運輸省、厚生省、通商産業省、告示第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「都道府県準則」を「市町村準則」に改め、「若しくは同条第二項の規定に基づき市準則が定められた場合（以下「市準則が定められた場合」という。）」を削る。

○厚生労働省告示第五十一号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の四第一項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた講習について、実施機関の名称及び所在地を次のように変更する旨の届出があったので、公示する。

平成二十九年二月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第五条中「都道府県準則」を「市町村準則」に改め、「、市準則が定められた場合にあってはその市準則中の敷地面積」、「、市準則が定められた場合にあってはその市準則中の緑地の面積」及び「、市準則が定められた場合にあってはその市準則中の環境施設の面積」を削る。

第六条第三号中「都道府県知事又は市長」を「市町村長（特別区の区長を含む。）」に改める。

備考第四項中「都道府県準則」を「市町村準則」に改め、「、市準則が定められた場合にあってはその市準則中の環境施設の面積の敷地面積に対する割合」を削る。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省告示第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の施行に伴い、及び工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第三項の規定に基づき、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示

緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（平成十年農林水産省、通商産業省、厚生省、運輸省、告示第二号）の一部を次のように改正する。

「第四条の二第三項」を「第四条の二第二項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久